

令和5年第2回松野町議会定例会会議録 1日目

招 集 年 月 日	令和5年6月14日
招 集 の 場 所	松野町議場兼大会議室
開 会	令和5年6月14日 午前9時30分宣告
応 招 議 員	1番 加藤 康幸      5番 安西 博文 2番 森岡 健治      6番 山石 恭助 3番 山崎 匡        7番 赤松 紀幸 4番 山田 寛二
不 応 招 議 員	なし
出 席 議 員	応招議員のとおり
欠 席 議 員	なし
説明のため出席した者の職・氏名	町 長 坂本 浩      会計管理者兼出納室長 久保田 忠 副 町 長 八十島 温夫      建設環境課長 谷口 健二 教 育 長 三好 秀二      町 民 課 長 芝 吉彦 総 務 課 長 友岡 純      保健福祉課長 瀧本 美樹 防災安全課長 中井 和彦      教 育 課 長 森本 秀行 ふるさと創生課長 井上 靖      代表監査委員 榎本 孝幸 農林振興課長 小西 亨
職務のために議場 に出席した事務局 職員の職・氏名	議会事務局長 大谷 吉廣 書 記 岡崎智恵子
会議録署名議員	議長、次の両議員を指名 6番 山石 恭助      7番 赤松 紀幸
会 期 の 決 定	令和5年6月14日～6月14日（1日間）

◇ 議事日程

- 1 開 会 宣 言
- 2 町長議会招集挨拶
- 3 諸 般 事 項 報 告
- 4 開 議

日程 番号	議案 番号	議 案 名
1	—	会議録署名議員の指名
2	—	会期の決定
3	—	一般質問 (6番、3番)
4	報告 2	鬼北土地開発公社に関する報告について
5	報告 3	株式会社まちづくり松野に関する報告について
6	報告 4	株式会社松野町農林公社に関する報告について
7	報告 5	令和4年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について
8	報告 6	令和4年度松野町一般会計事故繰越し繰越計算書について
9	承認 6	専決処分の承認について(令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号))
10	議案 32	旧慣による公有財産の使用権の廃止について
11	議案 33	町有財産のうち旧慣使用財産売却処分に伴う補償に関する条例の制定について
12	議案 34	令和5年度松野町一般会計補正予算(第2号)
13	—	議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
14	—	議員派遣の件

- 5 閉 議
- 6 閉 会

議	長	ただいまから、令和5年第2回松野町議会定例会を開会します。  (9:30)
議	長	町長から、議会招集挨拶を受けます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは、第2回定例議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和5年第2回定例議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて本年は、梅雨入りとともに台風が連続して発生し、特に先日の台風2号では、日本各地で大雨による被害がもたらされております。本町でも、6月2日に災害対策本部を設置して警戒態勢をとっていましたが、幸いにも町内に大きな被害はなく安堵しているところです。ただし、梅雨前線や台風による災害の危険性は、これからますます高まって参りますので、注意を怠らず、関係機関との連携強化、警戒態勢の構築などに取り組んでいく所存であります。</p> <p>6月3日には、JR松丸駅前で予土線駅前マルシェが開催されましたが、オープニングセレモニーには、主催者である愛媛県から中村知事も出席され、JR予土線の利用促進と沿線地域の活性化に対し力強い御支援の言葉をいただきました。予土線存続についての今後の議論においては、現状のまま拙速な判断を行うのではなく、国が主導してきた国鉄分割民営化の検証を踏まえ、予土線を含む四国全体の鉄道ネットワークの価値の評価や、脱炭素社会に適応するインフラの在り方としての検討も必要であると考えております。これは私が会長を務めております愛媛県予土線利用促進協議会でも共通認識として取上げているところであり、愛媛と高知の沿線5市町との連携を深めながら、存続に向けての活動を強力に展開して参ります。今後議会においても御相談させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。</p>

		<p>す。</p> <p>そのほか、町内における3月定例会以降の主な諸行事などにつきましては、別紙の町政報告書に取りまとめておりますので、御確認のほどお願いを申し上げます。</p> <p>なお、今期定例会に御提案申し上げます案件は、報告5件、専決処分の承認1件、公有財産の関係議案及び条例の制定、そして一般会計補正予算などの諸案件であります。</p> <p>御提案申し上げました議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。議会招集の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
議	長	<p>次に、今期定例会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期定例会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は、11件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いいたします。</p>
議	長	<p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p>
議	長	<p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いいたします。</p>
議	長	<p>続いて、監査報告であります。監査委員から、令和5年2月、3月、4月の例月現金出納検査の結果、厳正に執行されている旨の報告を受けております。</p>
議	長	<p>次に、議会閉会中の主要行事、事務等については、配布しております一覧表のとおりであります。</p> <p>御確認をお願いいたします。</p>

議	長	これから、本日の会議を開きます。	( 9 : 3 4 )
議	長	日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。	
		本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番山石恭介議員、7番赤松紀幸議員を指名します。	
議	長	日程第2 「会期決定の件」を議題とします。	
		お諮りします。	
		本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思います。	
		御異議ありませんか。	
		(異議なしの声)	
議	長	異議なしと認めます。	
		したがって、本定例会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。	
議	長	日程第3 これより一般質問を行います。	
		通告1番山石恭介議員の質問を許します。	
6番山石		「議長6番」	
議	長	「山石議員」	
6番山石		おはようございます。	
		本日、2件の質問をさせていただきます。	
		最初に、南海トラフ地震発生に伴う防災減災についてお伺いします。	
		日本列島は、活断層が多数存在しており、これまでも大震災による災害が度々発生しております。関東大震災、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震等が発生し、甚大な被害をもたらしておりますが、その特徴は大きく異なっております。関東大震災では、死者の9割が地震後に発生した大火災に亡くなっております。阪神淡路大震災では、死者の約8割が圧死、窒息死、住宅家屋・家具などの倒壊や転倒の下敷きになって亡くなっております。東日本大震災では、死因の9割が溺死でした。熊本地震で亡くなった方は276名、このうち建物倒壊などによる直接死は50人で、残りは災害関連死で、直接の死因	

の4倍でした。松野町でも、近い将来発生すると言われております南海トラフ巨大地震が発生した時は、地形的には津波はありませんが、山の崩落、橋や家屋の崩壊、大規模な停電など、甚大な災害の発生が予想されます。先の東日本大震災では、ハザードマップも役に立たなかったと言われております。

そこで、南海トラフ巨大地震が発生した時、町としてどのような対策をとらせておられますか、質問いたします。

まず1つ目が、東日本大震災では想定外の災害だったため、ハザードマップは参考にならなかったと言われております。

2つ目が、松野町では急傾斜危険地域が多く、山、道路、橋等の崩壊、崩落倒壊による多数の被災者が予想され、避難所の周知や確保についてどのように考えられているか。

3つ目、町内には、高齢者、独居者、障害者が、居住されているが、情報伝達、避難支援はどのように考えておりますか。

2問目、町内におけるヤングケアラーの状況について。

少子高齢化や核家族化、共働き世帯の増加や家庭の経済状況の変化などにより、本来大人が担うと想定されている家族の介護、食事の支度、家計を支える労働などを日常的に行っているヤングケアラーが社会的に問題になっています。

そこで、松野町におけるヤングケアラーの状況と具体的な支援体制について質問します。

以上です。よろしく申し上げます。

坂本町長

「議長」

議長

「坂本町長」

坂本町長

それでは、山石議員からの御質問のうち、まず、本町における南海トラフ地震発生時の防災減災対策についてお答えをいたします。

東日本大震災では、当時想定されていた数倍にも及ぶ範囲が被災をいたしまして、甚大な被害をもたらしましたが、その1番の要因は、津波の浸水被害によるものであります。本町におきましては、先ほど

言われましたとおり、海に面していないことから、津波による直接的な被害はありませんが、土砂災害や家屋の倒壊、火災等の甚大な被害が発生する恐れがあります。

このため、令和2年度に改定した松野町防災ハザードマップでは、この東日本大震災をはじめとする大規模災害を教訓にして見直しをしております。

土砂災害においては、愛媛県が指定した土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの372ヶ所と、土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンの390ヶ所を危険箇所として表記しているほか、南海トラフ地震の際の臨時情報に関する説明や災害時に必要な命を守る行動を示すなど、ソフト面での対策についても記載し、各戸に配布するとともに、インターネット上でも閲覧できるようにしております。

またこのハザードマップでは、指定避難所をはじめ、災害時に必要な施設等を示すとともに、住民の皆さんの居住地の災害リスクと、個々の状況に即した避難経路などをそれぞれ個人や家族で認識されて、有事の際には、自分の命は自分で守る行動に移すための判断材料にしていきたいと考えております。

2点目の地震発生時における避難所の周知及び確保対策としては、第1にハザードマップや広報紙、ホームページなどにより情報提供を行い、避難所に指定している施設の入り口に標識を立てて、住民に対して周知をしているところであります。

巨大地震を知らせる緊急地震速報は、Jアラートシステムと連携したIP告知端末、屋外拡声放送設備により放送され、発災後も必要に応じて情報伝達を行いますが、ライフラインの被害状況によっては、災害対策本部や消防団による人海戦術により対応しなくてはならないと考えております。

また、町内の被害状況等を把握するため、各自主防災会会長とはホットラインを設けるなど、情報共有を進め、効果的な対応を進めていきたいと考えております。

次に、避難所の確保につきましては、地震災害を想定し、一時的な屋外避難等を想定した指定緊急避難場所が14ヶ所、長期的な避難対応が可能な指定避難所が9ヶ所、高齢者や障害者で、一般の避難所では避難生活が困難な方を対象とした福祉避難所を2ヶ所指定しております。ただし、地震が発生した場合であっても、必ずしも避難が必要とは限りません。お住まいの家屋の安全が確認でき、居住可能な場合は、住宅避難を原則としていただきたいと思います。

また、指定避難所以外でも、自主防災会が中心となり、それぞれの地域で必要に応じ、近くの集会所等を自主的に避難所として利活用するなど、共助による取り組みにより、避難者対応に努めていただきたいと思います。大規模災害時には、自主防災会における地域コミュニティや町との連携が必要不可欠であることから、日頃からの防災訓練等により連携強化に努め、自助、共助、公助が一体となって取り組みができるよう行政としても努めて参りますし、地域においても円滑なコミュニケーションの造成をお願いしたいと考えております。

3点目の、高齢者をはじめとする、特に支援を要する方への情報の伝達方法につきましては、各戸に設置しているIP告知端末、屋外拡声放送設備による伝達のほか、消防団で活用している移動式のIP無線機の活用など、あらゆる方法により発災時における情報伝達を考えております。

ただし、停電や光ケーブルの断線といったトラブルも十分考えられることから、先ほども申し上げましたが、最終的には、役場職員や消防団による人海戦術により情報を伝え、あわせて避難行動を支援することを想定しております。

避難支援につきましては、状況に応じて対応することとなりますが、地域の自主防災会など、共助の取り組みが大変重要となってきますので、日頃から、声掛け、コミュニケーションを図っていただき、隣近所、地域で助け合えるよう防災意識を高め、定期的に防災訓練等を実施していただきたいと思います。

なお災害の規模により、共助や町の対応だけでは行き届かない場合には、自衛隊や国土交通省のTEC-FORCEの派遣など、関係機関へ協力要請し、被災者避難者への対応を行っていきたいと考えております。

今年に入りまして、全国で震度5から6の地震が頻発をしております。懸念されております南海トラフ地震は、前回から約80年が経過をしております、今後30年以内に発生する確率が70%から80%とも言われております。愛媛県におきましては、特に海岸部を有する市町で、津波を想定した訓練が積極的に実施されている状況であります。

本町におきましても、各自主防災会及び町が一体となり、被害を最小限に抑える防災減災対策について、取り組んでいきたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、御理解御協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、町内におけるヤングケアラーの現状についてお答えいたします。

令和4年7月に愛媛県が小学校5、6年生、中学生、高校生までを対象に、インターネットを活用し実施した、ヤングケアラーアンケート調査の結果では、町内において回答者数が少数ではありますが、ヤングケアラーとして、家族の世話をしていると自覚している児童、生徒が存在をしております。

小学生については、世話に費やす時間は3時間未満で、小さな兄弟の世話が主なものとなっており、中学、高校生では、父母、兄弟、祖父母等をそれぞれ世話しているケースが見受けられます。

世話をする上で、体力、気持ち、時間等にそれぞれ負担を感じている事例がありますが、悩みを聞いてくれる人はいるものの、相談や話はしたくないとの回答が多くありました。

これらの事例について、個々に関係機関等とその内容を検討した結果、地域性や生活習慣、子育ての方針等により、各家庭における状況

に多様性はあるものの、緊急に対応しなければならない事案は、現在のところ発生していないと判断をしております。

しかしながら、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることや、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっています。

そのため、支援を行うに当たっては、福祉、介護、医療、教育といった様々な分野が連携し、潜在化しがちなヤングケアラーに積極的に介入し、早期に発見、支援を開始することが重要だと思います。

アンケート結果からも、家族の状況を知られるのは恥ずかしいと思う子どもがいる一方、家族のケアをすることが、自らの生きがいとなっている場合もあることに留意する必要がある、まずはしっかりと子どもの気持ちに寄り添い、どのような支援が必要なのか十分に聞き取ることも重要であると思います。

またヤングケアラーがケアをする家族に対しまして、既に、医療、介護、福祉等の機関における医療ソーシャルワーカーや介護支援専門員、相談支援専門員等専門職の関わりがある場合が多く、特にヤングケアラー本人にその認識がない場合には、これら専門職がケアの担い手について把握する必要がある、行政と事業者等が情報を共有して、適切かつ効果的な連携を図ることが求められます。

そこで町では、具体的な支援体制として、関係機関、関係団体及び児童福祉に関する職務に従事する関係者が、要保護児童及びその保護者に関する情報の共有と適切な連携のもとでの支援を実現することを目的に、松野町要保護児童対策協議会、通称子育て支援ネットワークを平成18年から立ち上げております。この協議会では、行政、保育園、小中学校、警察、事業者等が連携し、各事案について情報の共有と検討を行い、より良い支援につなげております。

なお本町の場合は、都市圏と比較すると細やかな見守り体制が構築されており、事案発生時における初動体制についても、小さな町の強みを生かした迅速な対応が可能と考えております。



<p>6 番 山 石 議 長</p>	<p>ありません。</p> <p>以上で、山石議員の質問を終わります。</p> <p>続いて、通告2番山崎匡議員の質問を許します。</p>
<p>3 番 山 崎 議 長</p>	<p>「議長3番」</p> <p>「山崎議員」</p>
<p>3 番 山 崎</p>	<p>議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。</p> <p>私の質問としては4点、通告書どおり質問したいと思います。質問事項としては、少子化対策、子育て支援、そして学校教育についてでございます。</p> <p>質問の趣旨として、国会でも、重要な問題として少子化対策が議論されておりましたが、昨晚は、岸田総理の会見で、異次元の少子化対策として「こども未来戦略方針」が発表されました。</p> <p>過疎化、少子化の著しい我が松野町としても、この問題は大きな課題だと私は思っております。私自身も議員となりまして、町内の入学式、卒業式等に出席させていただき、子どもの減少については、将来を危惧しているところでございます。</p> <p>我が町においても、医療費の免除、予防接種、そして出産祝い金、子育て支援金等いろんな政策等を実施しているのは存じておりますが、なかなか即効性のある実施政策等は難しいとは思うんですけれども、今、実施している政策の内容、現状、そして実績も含めてお答えください。</p> <p>2問目として、過去において中学生の海外短期語学留学等を、ちょっと名称ははっきり覚えてはないんですけれども、行っていたような記憶があるのですが、インバウンドも復活しつつあり、コロナも落ちついてきて、今後は、英語等の語学力の必要性も一層求められる時代になっていくことだと思っております。この制度は、グローバルな人材を育てる上で、松野らしく、正に有意義な活動だと私は考えておりました。</p> <p>先ほど言ったようにコロナの感染症対策もだいぶ緩和されてきま</p>

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>して、海外渡航も以前に戻りつつあると思いますが、再開する予定があるかどうかお聞きしたいと思います。</p> <p>3つ目として、以前に、中学生と議会の意見交換会のような催しを開催したというようなことをお聞きしたのですが、町政に興味を持っていただき、町長の役目、議会の役割、そういうものを知ってもらういい機会だと考えます。将来の松野を担う若い世代との交流は、議員自身が、自ら襟を正す貴重な機会でもあると思っております。</p> <p>学校のカリキュラムの中で時間を確保するのはなかなか難しい点もあるとは思いますが、いろんな世代を含めて許される範囲で開催してはどうかと思っております。</p> <p>4問目として、教員の慢性化した長時間の労働時間のことが、社会問題になっております。働き方改革が必要と言われてはいますが、私が調べたデータによると、小中学校教員の平均の労働時間は1日11時間を超えているというようなことも出ておりました。また、休憩時間もゼロと答えている方が、小学校で51.2%、中学校でも47.3%に上り、半分の方が全く休めてない、休憩時間が取れてないという状況のデータも出ておりました。町内の学校の教員の心身の健康状態が心配されるところであります。</p> <p>現在の状況、対策、改善等の取り組みについてお答えしていただけたらと思っております。</p> <p>以上4点について、お答えをよろしくお願いたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>1点目の少子化対策、子育て支援についてであります。先般政府は、異次元の少子化対策を掲げ、2024年度から3年間をかけて「こども・子育て支援加速化プラン」に集中的に取り組むと発表をされました。</p> <p>その主な内容は、児童手当については、支給対象の拡大と所得制限</p>
-----------------------------	--

の撤廃、多子世帯への増額、育児休暇や時間短縮勤務への給付、出産費用の保険適用など、保育教育に係る様々な施策が検討されております。

町におきましても、国の動向を注視しながら、他の自治体に後れを取ることのないように、効果的な施策を迅速に実施し、事業効果の発現につなげたいと考えております。

ただし少子化対策につきましては、御指摘のとおり、一朝一夕に見える効果を上げることは、大変難しいのも事実でありまして、小さい自治体ならではのきめ細かいサービスを複合的に創設し、相乗効果で人口減少に歯止めをかけたいと考えております。

また、それらの施策を町民の皆様に分かりやすくお伝えするため、子育て応援パンフレットを毎年改定をしておりまして、様々な機会を通じて、最新の情報を周知しながら、各種施策やサービスの利用を促進しているところであります。

この子育て応援パンフレットには、結婚をされた時の結婚祝い金制度から妊娠を望まれる方への不妊治療費助成制度、妊娠が分かった場合や出産後の手続き、健診や予防接種等、母子への支援制度の説明、保育園児、小・中学生世代における様々な助成、更にはひとり親家庭や障害がある子どもへの支援、いじめに関する相談など、子育て支援に関する制度55項目の概要を網羅しているほか、定住住宅建築に係る奨励金、リフォーム補助金等、関連する事業の概要も掲載をしております。

その実績につきましては、例えば出産祝い金につきましては、7件で260万円、不妊治療費助成金については、令和2年度からの3ヶ年間で3件程度、妊婦や新生児との関わりについては、年間10件程度の実績があります。また、令和5年度より町外へ通学する高校生等の定期券購入の補助事業を創設したほか、本年10月をめぐりに、子ども医療費を高校生世代の18歳まで拡充することとしております。

なお、これらの幅広い分野の事業の実施にあたっては、各業務を担

<p>三好教育長 議 長 三好教育長</p>	<p>当するふるさと創生課、保健福祉課、教育課、町民課の4課が横断的に連携をしてそれぞれ対応しており、その成果については、次回の決算議会である9月定例会において、各課の成果として詳細を御説明いたしますので御了解を願います。</p> <p>子育て支援の拡充は、町の最重要課題である人口減少対策に取り組むにあたり、町内の若者世代に結婚や出産を決意してもらう後押し役割とともに、移住希望者に松野町を選択してもらうために必要不可欠な条件でもあります。これから先、人口減少に立ち向かい、松野町のそれぞれのコミュニティを存続させるためにも、最優先で子育て支援に取り組んで参りますので、議員各位の積極的な御支援、御協力をお願い申し上げます。</p> <p>なお、2点目以降の御質問につきましては、教育長から答弁をいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「三好教育長」</p> <p>引き続き、山崎議員の御質問にお答えをいたします。</p> <p>最初は、中学生の海外語学研修についてです。</p> <p>中学生の海外語学研修については、平成27年度に、中学生からの提案なども受け、人材育成基金事業助成金の補助率を10分の9、補助限度額を50万円に上げました。それにより翌平成28年度から令和元年度までの4年間で12名の子どもたちが、オーストラリア10日間の語学研修に参加をしています。その後、3年間は御承知のとおり、新型コロナウイルスの影響で実施できませんでしたが、今年度は再開に向け、旅行代理店数社に計画見積りを依頼しました。しかしながら、全ての業者から辞退届が出てきました。実施できませんでした。理由は、コロナ明けの旅行者の急増と人員不足ということでした。来年度以降については、早めに業者等との連絡を行うなどの対応をして、是非とも再開をしたいと考えております。</p> <p>外国語教育につきましては、ほかにもALTの2名体制での保育園</p>
--------------------------------	---

年長から中学校3年生まで10年間切れ目のない学びの保障、あるいは英語検定受験料補助、あるいは滑床英語キャンプ参加料補助などを行っております。

今後も引き続き、教育委員会の重点施策の1つとして取り組んで参りたいと思っております。

次は、子どもたちと議会との交流事業についてです。

山崎議員御指摘のように、平成27年12月に中学生による森の国まつの子ども議会が開催されています。目的は、子どもたちに町政に関心を持ってもらうことと、子どもたちの意見を町政に反映をすることでした。先ほど申しました海外語学研修における補助率、あるいは補助上限額の引上げについては、正にこの時、中学生から提案をされたものです。その後、子ども議会は開催されていませんが、中学生と小学校6年生につきましては、議会傍聴は行って参りました。

また、昨年度は、12月に中学生と議会議員との交流会を開催しました。中学生が、町を元気にしたいという思いから始めた「まちおこプロジェクト」について報告をし、それに対して議員各位から感想や、また、議員御自身の町の活性化に対する考え方、あるいは子どもたちに期待をすることなどについて述べていただきました。町民の代表である議員の皆様が、直接教育活動に関わっていただいたということは、地域とともにある学校づくりを目指す上で非常に意義深いものだったと考えています。

今後も御要望があれば、前向きに検討をしたいと思っておりますが、御存じのように現在の松野中学校は、少ない生徒数で、年度当初に計画をした教科の学習や部活動、あるいは株式会社松野中学校やまちおこプロジェクトなど、日々熱心に取り組んでいます。子どもたちや先生方の負担過重にならないよう慎重に配慮をしながら、お互いできる範囲で検討できるように検討していきたいと思っております。

議会におかれましても、より効果的、効率的な交流内容や交流の方法について御提言いただければありがたいと考えています。

どうかよろしく願いをいたします。

最後は先生方の働き方改革と負担軽減についてです。

はじめに、現在の状況について説明をいたします。

まず、人的支援による負担軽減策として、学校生活において特別な支援が必要な子どもたちをサポートする学校生活支援員を、小・中合わせて12名配置をしています。また、先生方が、学習指導などの専門的な仕事に専念できるよう、簡易な事務処理などを行うスクールサポートスタッフを小学校2校に1名、中学校に1名配置をするとともに、子どもたちの悩みの相談に乗ったり、困難な状況にある子どもたちに対応するスクールソーシャルワーカーを3校で1名配置をしています。

また、今年度から、学校支援ボランティアの取り組みを始めました。学校と地域が一体となって子どもたちを育てるということが本来の目的ではありますが、これは同時に先生方の負担軽減にもつながると考えています。現在、50名余りの方々に御賛同をいただき、教科学習の手伝いや登下校の見守り、あるいは校舎内外の環境整備などのお手伝いをしていただいております。必ずや先生方の負担軽減につながると期待をしています。

次に、ICTの活用についてです。先生方が日常的に行う様々な事務処理を一元的に管理し、処理できる統合型の校務支援システムを導入し、校務処理の効率化を図っています。また、北宇和郡内全ての小・中学校と教育委員会とで構成するグループウェアも導入し、ファイルの管理、情報の共有、あるいは文書の送受信などを円滑に行い業務効率を上げています。ほかにも、中学校の部活動や小学校の陸上水泳の課外活動などの休養日を、1週間当たり2日から3日程度確保することで、先生方だけでなく、子どもたちの負担軽減にも努めています。あわせて、学校の実態に応じて、ノー残業デーを設定したり、夏季休業中に、閉校日を設定することで、先生方がまとまった休みを取りやすいよう配慮もしています。

以上が、現在行っている取り組みの現状であります。

先生方の勤務時間につきましては、先ほど申しましたグループウェアで管理をし、毎月報告を受けています。昨年度、令和4年度の勤務状況ですが、小学校においては、超過勤務時間の平均1日あたり2時間19分で在校時間に直すと10時間4分となります。中学校においては、超過勤務時間の平均が3時間7分で在校時間10時間52分でした。また現在のところ、御心配のところの心身の不調による長期の休暇を取られている先生方はいらっしゃいません。

在校時間については、小・中学校とも、昨年度、文部科学省が行った全国的な調査よりは少ない時間となっていますが、まだまだ望ましい勤務時間とは言えず、今後も改善の必要があると考えています。松野の未来を託す子どもたちを、日々熱心に御指導していただいている先生方が、心身ともに健康で安心をして、気持ちよく仕事に専念できる環境づくり、あるいは条件整備が私ども教育委員会の責務だと思っています。

今後も、先生方の業務内容や役割分担の見直しを図るとともに、事務処理の更なる効率化や地域人材の有効活用についても再度検討していかなければならないと考えています。

以上でございます。

3 番 山 崎  
議 長

「議長3番」

「山崎議員」

3 番 山 崎

御答弁ありがとうございました。

私自身が、担当課と相談して作った資料をあらかじめ事務局のほうにお出ししているのです、それをちょっと見ていただいたらと思います。

子育て支援についての内容なんでございますけども、補助金等そういう金銭的な補助のものだけを抜粋して作らせてもらってます。見ていただいたら分かると思うんですけども、中学生までは、児童手当も含めてかなりの手厚い支援をしております。全国的にそういう一律

のもんだろうとは思いますが、町単独でもかなりのことはやっていたらいいと思うんですけど、注目していただきたい点は、昨日も国のほうから高校生の児童手当の延長ということが発表されましたけれども、これを作っておく時には、それはまだ発表されてなかった段階で、私としては、高校生の補助っていうものが必要なのではないかというふうに感じてまして、そのことを資料を見てもらって訴えようと思って構えたものでございます。

今のところ、今年からある令和5年度新設の定期代の年間1万円の補助というのが確定している高校生の補助でございます。その下、真ん中の欄を見ていただいたら分かるんですけど、高校生1学年1人に当たり必要な金額っていうのが約51万円必要だと言われてます。1学年目は制服等でもっと多く金額が必要なんだろうと思うんですけど、実際50万円以上が必要で、高校生で今、段階でもらえるのは年間1万ということになります。

下、定期代の一覧を作っておるんですけど、地元には高校がない以上は自動車もしくは親が連れていく、自転車等もあると思うんですけど、バスとか公共の交通機関を使って通学っていう事例が多いと思います。先月値上げしております。見ていただいたら分かるように、年間当たり宇和島に通われると、もう10万以上かかるというような、月1万円はかかっちゃうというような実態だろうと思います。なかなか6ヶ月定期って、高校生を育てた方分かると思うんですけど、なかなか6ヶ月ってよう買わなかったのを、私たちはちょっと思ってます。6ヶ月まとめて買う支出っていうのがかなり大きかったんで6ヶ月というのは、なかなかよう買わなかったなというふうに思ってます。

子育ての時間っていうのは、一生のうちでも、貴重で本当に大切な時間だと私は思ってます。本来悩みもすごい多いんですけど、後から振り返った時に、やはりやっぱり子育てしてる最中って充実して楽しかった時間だと思います。そういう意味もありまして、やっぱ

り少しでも充実した楽しい時間と子育ての時期を感じてほしいなというのがあります。

町長が前にもおっしゃられたように成人式の時でも、新成人にお聞きした時に、大多数の方が、やっぱり松野に将来帰りたいたいというふうなお答えをさせていただいてるっていう話を聞いております。そういう意味で、やはりいずれ松野で子育てがしたいというような、帰って来て松野で子どもを育てたいというような町に、是非していただきたいというのが私の希望でして、やはり他町村に負けないような政策が必要ではないかなというふうに思います。

昨晚の国会で岸田総理の発表で、2024年10月からの実施という期限が言われております。私が思うのは、国がやらなくても松野はやる。国が遅れるのなら松野は、先にやる。国がやるのなら、松野は、通学、定期代等、目的に応じて、そういう支援をしていただくような政策、そういうものをやるという、それぐらいの決意が町長からお聞きしたいと思います。

次の2点目のことの再質問なんですけど、再質問というよりは、意見なんですけども、松野出身の方も国際結婚されたりとか、海外で生活、また就職されたりという方も以前とは違ってある程度的人数の方がおられると思います。また今後、海外からの観光客、キャンピング等農家民宿等いろいろ、今からインバウンドで受け入れることが多くなると思います。そういう意味でも、正に有意義な政策ではないかと思うんで、早期の再開を望みたいと思います。

3点目、中学生との議員の交流について。

長時間の労働のことを質問しておきながら、自分でも矛盾してるのかなというふうなことも感じておるんですけども、公のこうかしこまった場でもないので、やはりそういう場でもなくてもいいので、中学生といろんな意見交換を、議員として、一個人としてはそういう機会があればいいなというふうに思いますんで、学校側議会側とまた調整させてもらって、是非、提案するののかされるのか分からないですけ

ど、そういう形で、是非実現したいというふうに、実現することを希望いたします。

教員との、すいません4点目の教員の労働時間等について、しっかり対応されてるといふふうにお聞きして少し安心はしました。ただ以前とは比較して短くはなってるんでしょうけど、まだまだ先生の負担が大きいのかなというふうに私は感じました。先生っていう職は、生徒のつながり、一生つながっていく、一生関わるような、本当に崇高ですばらしい職業だと思います。私自身もずっとつき合っていたいでる先生方もおられます。ただ先生の志や責任感だけに、やっぱり甘えているっていう時代はもうちょっと終わったのかなというふうにも感じまして、この質問した私の本当の理由というか、願いなんですけど、私自身が学生の頃に、担任の先生が病気で長期療養する、担任を急遽変わるといふような事態が起きました。それは一生懸命生徒のことを考えて、苦勞したからなのだろうとは思いますが、やはり先生が職務の途中で、交代とか長期療養される、生徒も先生も正にそういうのは、両方ともが不幸なことだろうと思っております。私の本当の願いは、やはり先生、生徒が、ともに健康的で有意義な学校生活を送れることです。そうなることを願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

1 問目については、お答えしていただければと思います。

坂 本 町 長  
議 長  
坂 本 町 長

「議長」

「坂本町長」

はい。いろいろ御指摘をいただきました。

まず1点目、高校生に対する支援なんですけれども、御指摘のとおりですね、基礎自治体市町村としては、どうしてもその義務教育のところに集中しがちであるということがあります。また松野町には高校がないため、高校生に対して、学校を通じた支援もなかなか難しいという側面があります。ただし今、松野町の高校生たちが、松野には高校がないけど高校生もいるんだということで存在感を發揮して、自主

的にまちづくりに取り組んでいただいております。

そういった姿勢を見る時にですね、やっぱり行政としましても、高校生に対してできる限り支援をしなければならない、子育て世帯の1つとして高校生も含めなければならないというふうに思っております。

その具体策として、今年度から先ほどあげていただきました通学定期の補助、それから10月からは高校生まで医療費を無償化するということに取り組んでおります。先ほど資料の中拝見いたしましたけれども、やっぱり高校生がいる家庭にとって通学という負担は、かなりのものだということを私も実感をいたしました。これにつきましては今年、1万円という補助でスタートをしておりますので、その事業効果を十分に検証して、あるいは申請率とか、あるいは保護者の方の御意見、勘案してですね、来年度予算には、その意見を反映した、例えば増額であるとか、そういったところにも踏み込んで、具体的に予算化をしていきたいというふうに思っております。

また、もう1点ですね、金銭的な支援だけではなくて例えば通学についても、今、予土線が、近永までで止まる便が3便、あるいは近永からしか出ない便が3便あります。これを相手があることですから、ここで確約するわけにはいきませんが、JR四国と交渉をして、せめて吉野生駅まで延ばしていただくということも、今年取り組んでいきたいというふうに思っております。

あわせてまして高校生の保護者の皆様とよくお話をして、当然、児童手当みたいに何にでも使える支援金というのも必要だと思いますけれども、そのほかにも、例えば金銭的な負担ではない子どもたちの進路への相談でありますとか、自分たちの特性を伸ばす、そういったところに対して、何か、行政的な支援ができないのか、小さな町の数少ない高校生ですので、そういったきめ細かい支援のほうもしていきたいというふうに思っております。

2点目の語学研修なんですけれども、これは今年から復活、再開す

<p>三好教育長 議 長 三好教育長</p>	<p>るつもりでございましたが、先ほど教育長が御答弁いたしましたとおり、どうしても業者さんが乗ってくれないということがありました。来年度からは、早めに相談をして、中学生を派遣できるようにしたいと思いますし、このコロナの期間中、中学生、その間中学生だった子は、結局行けてないんですよね。その子たちのことも考えて、こちらが全て段取りをして高校生を対象にするという形ではなくて、高校生が、今、いろんな海外留学システムがありますんで、それを自分たちで検討していこうということになれば、それも今回の補助の対象に含めていきたいというふうに思っております、それも今検討を進めているところであります。</p> <p>それから3番目、議員との交流につきましては、私もどんな形でもいいですから是非継続をしていきたい。議会にも御協力をお願いしたいと思います。双方に負担のかからない形で模索をしていきたいと思っております。</p> <p>また先生方の負担軽減、喫緊の課題としましては部活動を地域のスポーツクラブに委託をするという国全体の流れがありますけれども、なかなかこの松野町では、非常に難しい。しかし、これもまた教員の負担軽減として、全国的に足並みをそろえてやらなければならない。そういった事実もありますので、これも実情を踏まえながら、松野町なりの答えを出していきたいというふうに思っております。</p> <p>以上いろいろ御指摘をいただきました。そのひとつひとつにつきまして、詳細に検討させていただきまして、すぐできることそれから来年度予算につなげること、工夫をして対応していきたいと思っておりますので、今後とも御指導よろしく願いいたします。</p> <p>「議長」</p> <p>「三好教育長」</p> <p>はい。私も、一言、お返しをしなくてはと思っています。</p> <p>まず語学研修についてですが、先ほど申しましたが、外国語教育というのは非常に重要だと捉えています。それで通常であれば、小学</p>
--------------------------------	---

校1年生と2年生は、英語に関する学習はありません。今のところ学習指導要領には載ってませんので、3年生から、3年生以上が対象です。でも、やっぱりもう少し早い時期から英語になれ親しませるっていうのは、きっと効果があると考えて、保育園の年長、そして小学校1年生2年生もALTを使って英語に親しませるように、昨年から取り組んでおります。

あわせて今年度、中学生に限ってなんですけど、英語の英検の受験2回までを補助するというふうに変更をいたしました。それで中学生が1人でもたくさん挑戦をしてくれたらいいなと思ってます。

それから2点目、議会と子どもたちとの交流なんですけど、子ども議会にすると、どうしても子どもと行政という形になってしまうので、議員さんとはなかなか交流しにくくなるっていう形になります。ですから、実施するのであれば、子ども議会ではなくて、やっぱり子どもと議員さん方との意見交換、あるいは交流、そういったことになるんだろうなと思ってます。前向きに検討したいと思ってます。

3点目です。先生方の働き方改革、いろいろあの手この手やっているんですけど、なかなか結果として表れない、数字に表れてこないというもどかしさは感じてます。万能薬もなければ特効薬もないって、よく言われるんですけど、本当は特効薬あるのはあるんです。あるんですけど、なかなかそれがなかなか手に入らないという特効薬なんで、どうしても1番欲しいのはマンパワーで、今後も県あるいは国に対して、教職員定数の改善、それから加配教員の配置について、繰り返し強く要望していこうと思ってます。

以上でございます。

3 番 山 崎

「議長3番」

議

長

「山崎議員」

3 番 山 崎

はい。

御検討、そしてこれからの対応策、検討していただきましてありがとうございます。

	町長に質問なんですけれども、来年度の内容としては、高校生の支援をするアクションは起こしていただけるという解釈でよろしいですか。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	はい。
	今ほど申し上げましたように何らかの形で高校生の支援、今年よりも拡充をしていきたい、ということはお約束したいと思います。
議長	以上で、山崎議員の質問を終わり、これで一般質問を終わります。
議長	ここでしばらく休憩します。 (10:30)
	(休憩 10:30 ~ 再開 10:40)
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 (10:40)
議長	日程第4 報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」を議題とします。
	町長に報告を求めます。
坂本町長	「議長」
議長	「坂本町長」
坂本町長	それでは報告第2号「鬼北土地開発公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、決算状況等を御説明申し上げます。
	なお、本日御報告する内容は、本年6月6日に開催された鬼北土地開発公社理事会において承認されたものであります。
	鬼北土地開発公社は、松野、鬼北両町内での土地開発事業を計画的かつ円滑に進めるため、出資団体である両町の委託を受けて、必要となる公共用地等の先行取得、造成、管理などを実施するために設置されている団体です。
	それでは、令和4年度決算について御説明いたします。
	まず、収益的収入及び支出について説明をいたします。資料1ページから2ページをお開きください。

収益的収入ですが、事業収益につきましては、予算計上並びに決算額がありません。事業以外の収支については、収入のうち事業外収益は、普通預金利息が5円、定期預金利息が100円、運営費補助金が10万1千808円で、合計10万1千913円の決算となっております。

続いて3ページから4ページめ、販売費及び一般管理費は、役員報酬が5万9千835円、需用費が3千300円、役務費が3千951円、合計6万7千86円の決算額であります。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。

5ページから6ページになります。資本的収入ですが、長期借入金として、2万5千819円を決算計上しております。これに対して支出ですが、支払い利息として2万5千819円の決算となっております。

次に、7ページの財産目録について説明いたしますと、資産の部では、普通預金11万1千913円、定期預金500万円、公有用地として、鬼北町に4千391平方メートルの土地1件で1千723万8千603円で、資産合計、2千235万516円となっております。

次に負債の部では、短期預り金として役員報酬の源泉所得分と運営費補助金超過分合わせて11万1千913円、長期借入金が1千723万8千603円、よって負債の部合計が1千735万516円となっており、これらが資産合計を差し引いた500万円が正味財産となっております。

続いて8ページの貸借対照表については、資産の部、負債の部それぞれについては、財産目録で説明したとおりであります。

資本の部については、資本金として、基本財産500万円、その内訳を17ページに資本金明細書として記載しております。準備金につきましては、前期繰越準備金及び当期純利益は0円でありますので、長期借入金等による負債合計が1千735万516円、資本合計が500万円となり、負債資本合計は2千235万516円となります。

	<p>また9ページの損益計算書では、販売費及び一般管理費、事業外収益がともに6万7千86円であり、したがって経常利益、当期純利益とも、0円の決算となっております。</p> <p>最後に、今回の会計期間における資金の流れを10ページのキャッシュフロー計算書によって報告しておりますが、事業収入がないことから、運営費補助金等収入10万1千808円、用地取得事業支出及び経費等を差し引いたマイナス1千720万3千861円に、受取利息105円を加え、マイナス1千720万3千776円となります。</p> <p>このほか、投資活動によるキャッシュフローは0円、財務活動によるキャッシュフローは、鬼北町1件の公有地取得に係る長期借入れによる収入1千723万8千603円となっており、事業活動によるキャッシュフローから財務活動によるキャッシュフローまでを差引きまして、現金及び現金同等物増加額は3万4千827円、現金及び現金同等物期首残高は507万7千86円、現金及び現金同等物期末残高は511万1千913円となっております。</p> <p>以上で決算の状況の説明を終わりますが、本土地開発公社におきましては、現在のところ本町が土地開発公社を利用する計画はありません。しかしながら、今後、住民福祉の向上や地域経済の活性化のために大型事業の導入が必要となった場合には、土地開発公社の存在意義が出てくると思われまます。そのため、当面の間、鬼北町とともに土地開発公社を存続していくこととしておりますので、議員各位の格別の御指導御支援をお願いいたしまして、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>	
議	長	これから、本報告に対する質疑を行います。
		(質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。
		以上で、報告第2号の報告を終わります。
議	長	日程第5 報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」を議題とします。

<p>坂本町長 議長 坂本町長</p>	<p>町長に報告を求めます。</p> <p>「議長」 「坂本町長」</p> <p>それでは報告第3号「株式会社まちづくり松野に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況等を御説明申し上げます。</p> <p>この法人につきましては、町が出資して設立された法人であることから、本報告を行うもので、平成29年2月1日より指定管理者として道の駅虹の森公園まつのの運営に当たっております。</p> <p>なお本日御報告する内容は、令和5年5月22日に開催された株式会社まちづくり松野第7期定時株主総会において承認されたものでございます。</p> <p>まずはじめに、第7期、令和4年度の営業報告の総括についてですが、資料の2ページを御覧ください。</p> <p>虹の森公園の売上げ実績ですが、消費税抜きで1億6千393万463円で、前年度対比で29.7%の増、金額で3千758万4千321円の増額となっております。</p> <p>令和4年度も、年間を通じて前年度同様に、新型コロナウイルス感染症の影響が続く厳しい環境のもとでありましたが、売れる商品づくり、接客力の向上、組織力強化による集客力の向上を目指し、社員一丸となって取り組んでおります。</p> <p>まず売れる商品づくりでは、大きく3つの取り組みを実行しております。</p> <p>1つ目は、年間を通じて販売促進できる商品力の高い松野の米のブランド化に着手し、様々なチャンネルでPR活動を展開し、愛媛県下に「まっさら米」の知名度アップ定着を図っております。</p> <p>2つ目は、かごもり市場の店舗リニューアルで、これまでよりも幅の広い顧客層獲得を目指し、特に若年層、ファミリー層の取り組みを意識した売場づくりを実施いたしました。</p>
-----------------------------	---

3つ目は、パン工房「&パン」の新規オープンで、3月25日のオープン以来、多くのお客様に御来店いただき、早くも道の駅全体の売上げを牽引する集客施設の1つとなっており、今後も売上げ拡大と顧客づくり、リピーター獲得を目指しているところです。

次に、接客力の向上、組織力の強化については、道の駅虹の森公園魅力化プロジェクトとして、社員のスキルアップ研修を実施し、接客、コミュニケーション力、コンプライアンス、商品管理、財務会計、マネジメントなどをテーマに、毎月定例で取り組んだほか、定例の社内協議、毎週月曜日の代表取締役への営業状況報告などにより集客力向上や組織力強化に努めております。

そのほか、集客力向上、売上げ拡大、知名度アップを目的に、販売促進につながるイベントを機会を捉えながら実施しております。詳細につきましては、資料3ページに、売上げや集客の動向、資料4ページから5ページにかけて、集客力強化としてのイベント開催の状況を記しておりますのでお目通しください。

続きまして決算報告ですが、資料6ページ。

令和4年度の決算状況につきましては、まず貸借対照表では、資産の部で、流動資産として現金と預金が2千294万7千233円、そのほかに売掛金として219万8千766円、未収入金68万1千839円、商品在庫460万5千356円、その他を合わせまして、流動資産計が3千146万2千373円、次に固定資産として構築物、器具備品、出資金、保証金などに195万376円、この2つを合わせ、資産の部合計が3千341万2千749円となります。

これに対する負債の部では、流動資産として、買掛金821万9千19円、未払金828万3千804円、そのほか預り金及び未払法人税等を合わせまして、1千695万3千245円、純資産の部では、資本金が8千46万円、繰越利益剰余金がマイナス6千370万496円で、自己株式分を差引き、純資産が1千645万9千504円という状況になっております。これにより、負債純資産合計が3千34

		<p>1万2千749円となっております。</p> <p>続きまして7ページ、損益計算書ですが、純売上高は売上げ額で合計1億6千411万7千725円であり、これに対する原価9千602万9千626円、販売費と一般管理費1億1千834万9千536円を差し引いた金額がマイナス5千26万1千437円となっており、これに指定管理料を含む営業外収益の4千962万7千658円を加えまして、雑損失と法人税等を差し引きまして、当期純利益はマイナス85万4千279円の決算となっております。</p> <p>これを受けまして第8期において、令和5年度道の駅虹の森公園まつの事業計画や収支計画、売上げ計画を着実に達成することを目指し、企業内のガバナンス強化による営業体制の強化、売れる店舗運営、人材育成とサービスの向上、集客力向上につながるイベントの構築、毎週の売上げや損益等の数値チェックによる営業状況把握と、それに即応したこまめな営業戦略の展開、道の駅の魅力向上につながる社員研修などを実施し、社員一丸となって経営目標の達成を目指していくこととしております。</p> <p>以上で、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>報告第3号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第6 報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは報告第4号「株式会社松野町農林公社に関する報告について」地方自治法第243条の3第2項の規定により、決算状況を御報</p>

告いたします。

なお本日報告する内容は、令和5年5月23日に開催された株式会社松野町農林公社、定時株主総会において承認されたものであります。

株主総会資料に基づき、松野町の農林公社の事業報告と決算状況を御説明いたします。

令和4年度の経営全般につきましても、長引く不安定な社会情勢の影響はもちろん、原油価格の高止まり、肥料資材の高騰のあおりを受け、引き続き非常に厳しい経営状況であったことは御承知のとおりであります。その中にありまして、松野町農林公社においては、最大限の経営努力を行い、また追加の指定管理料を受けたことも含め、御報告を行う決算状況となっております。その点御理解、御了解をお願いいたします。

それでは、令和4年度の営業実績等について、事業ごとに御説明申し上げます。

1 ページは、総括としての営業報告を記しております。

農林公社の主な事業は、育苗事業、青果事業、梅事業、アグリレスキュー事業、研修事業、この5部門に取り組んでおります。

詳細は、部門ごとに決算状況も決算書により説明いたしますので、記述内容につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、各事業の報告を行います。

2 ページ項目1、育苗事業であります。公社の売上げや収益部門の大きな部分を担う事業であります。

全体の販売額は4千537万3千円であり、ほぼ前年同額であります。

野菜苗の状況としては、管内の種苗店から大口の注文を受け、売上げを維持しております。次期に向けての増加も見込まれておりますが、種類変更に伴い、種苗費の増加している現状であります。JAえひめ南、JA高知県分も増加を見ており、今後も、地域JAと連携し

た販売を展開したい考えであります。

花苗につきましては、全体的に減額となっております。大口顧客である事業者ダイキさんですが、経営形態が再編された影響はありますが、受注量は前年並みを堅持しております。新規案件もありますが、花苗需要全体の厳しさもあるため、今後も継続し、取扱い量の増加につながるよう努めていくこととしております。

3ページのさくらひめについては、栽培開始から7年が経過しまして、栽培技術、品質ともに高い状況を維持しております。しかしながら、不況の影響を大きく受ける花市場であり、コロナ禍以降、苦戦を強いられている状況であります。開発者である愛媛県の意向も踏まえながら経営状況を勘案し、今後の生産について検討が必要と考えております。

3ページから4ページ項目2の青果事業であります。

まずは、研修ハウス、ファームでのトマト栽培事業の状況です。収穫量は約24.4トン、販売額は1千585万8千円となり、施設改修の効果もあって研修ハウスの収量は順調であります。病害対策の必要もあり、あわせて対応を検討することとしております。

次にブルーベリーは、気候にも恵まれ、収穫量は増加となり、市場を中心に販売を実施いたしました。収穫量は1.3トン、販売金額は163万円でありました。

キウイ花粉事業については、サンプルとして初収穫を実施し、花粉量で226グラムを精製いたしました。新たに精製機2台も導入し、これをもって大きな施設整備は完了をいたしました。本格稼働に向けた年次的な取り組みが実践できていると考えております。

次に4ページから5ページ、梅事業であります。数量的には、前年比倍増の76トンの受入れでありました。出荷実績は39.1トンで、A品率は40.7%ですが、気候条件等により格外品も多く、二極化した結果となりました。受入れ量が多過ぎたため、産地の和歌山も受入れが厳しかったこともあり、ほかの事業者へも依頼し、

何とか年度内出荷生産を完了したところであります。

次に、5ページから6ページ、アグリレスキュー事業であります。

アグレス事業は、作業依頼総数で557件、総額1千107万1千円となり、前年度からも増加しております。依然として公社アグレス事業への依存度の高さが見られます。機械設備も必要に応じて順次進めておりますが、更新すべき機械類もあるため、人員確保とあわせて計画的な体制整備を行う必要を痛感しております。

6ページ下段、研修事業であります。

県補助事業を活用しながら、受入れ体制や研修設備、就農支援などの条件整備対応を実施いたしました。キュウリの施設栽培を中心に、現在1名の研修生が実践中であり、卒業後の農業を見据えた研修も展開をしております。実働的な研修内容の構築と指導技術の習得に努めております。引き続き、担い手の確保、育成を中心的に実施する組織として、今後も実績にこだわりながら事業の推進を図って参ります。

次に令和4年度の決算状況、9ページとなります。

まず貸借対照表ですが、資産の部では、流動資産としての現金198万1千192円のほか、未収入金2千844万7千951円、商品在庫652万611円ほかで、計3千942万6千18円であります。次に固定資産として有形固定資産、出資金を合わせ、計1千327万6千698円であります。流動資産、固定資産合わせて、資産の合計額は5千270万2千716円であり、これに対する負債の部では、買掛金、未払金、長期リース未払金等で2千788万4千998円、純資産として、資本金と利益剰余金を合わせて2千481万7千718円となり、合計5千270万2千716円であります。

次に10ページ、損益計算書を説明いたします。

売上高では、育苗事業の売上げが4千537万3千878円、青果事業の売上げが2千47万3千303円、梅事業の売上げが1千789万3千410円、アグリレスキュー事業の作業売上げが1千107万、1千42円、研修事業に伴う売上げが146万8千872円とな

り、5つの事業合わせて9千628万505円であります。これに対する売上げ原価が8千267万1千107円で、売上げ総利益は1千360万9千398円となります。販売費及び一般管理費が4千666万5千226円で、この時点での営業利益はマイナス3千305万5千828円となっております。これに営業外収益として指定管理料、町の補助金のほか、利息、配当金、雑収入の合計額4千549万1千15円を加え、営業外経費を引いた経常利益は1千237万2千850円であります。

施設改修や機器購入など、補助事業に係る固定資産分を圧縮損として計上した1千118万9千195円と、法人税を差し引きした最終的な当期純利益は、99万4千474円の黒字決算となっております。

11ページが損益計算書中段、販売費及び一般管理費の詳細、12ページは、損益計算書の売上げ原価の当期製品製造原価の内訳でありますので、お目通しをお願いいたします。

資料の8ページ、決議事項の一部を説明させていただきます。

第2号議案になります。長年、取締役として御指導いただいていた金谷一氏が、今回の任期をもって御勇退されました。豊富な経験値から、時には厳しい御指導もいただきながら、農林公社の発展のために多大な御尽力をいただきました。在任中の御功績に深甚なる敬意と感謝を申し上げたいと思います。その後任には、JAえひめ南の常勤監事である入船功氏に御就任をいただきました。出資者でもある、地元地域JAの常勤役員に御就任をいただいたことは、今後の公社の運営、地域農業にとっても非常に有効かつ効果的であると感じております。

また、第4号議案の監査役においても、毛利達晴氏が御勇退され、後任に、橋田忠弘氏に御就任いただきました。毛利様も在任中には多大な御功績をいただきましたこと、深甚なる感謝と敬意を申し上げる次第であります。橋田氏につきましては、地域農業組織等の要職にて

		<p>御活躍であり、公社での御奮闘を御祈念申し上げるところでございます。</p> <p>最後に今期は、当期純利益が黒字となっております。販売金額の増加、経営努力による経費削減努力など、公社職員の誠心誠意の努力も感じていただけたと思います。長引く不況の影響も避けられない現実であることは、マイナス要因として存在しております。追加で予算化していただいた指定管理料によって、最終的には成果を出せたとも思っております。現状に甘えることなく、農林公社としての使命を胸に刻みながら、町行政の推進、農家の支援、担い手の確保育成にまい進したいと考えております。社会情勢は依然として、農業にも厳しい状況が続いておりますが、その中にありながら、町農業の中心的な役割を果たす組織として、更なる活動を展開していく考えであります。</p> <p>今後においても、議員各位におかれましてはより一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告とさせていただきます。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第4号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第7 報告第5号「令和4年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは報告第5号「令和4年度松野町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御報告を申し上げます。</p> <p>本報告は、地方自治法第213条の規定により、前年度の歳出予算で設定した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越し額の状況及び財源内訳を繰越計算書によ</p>

		<p>り報告するものでございます。</p> <p>繰越事業は、地域情報通信基盤整備事業ほか6件となっており、繰越総額は1億3千326万8千円で、その財源内訳は、国庫支出金1千681万6千円、県支出金2千567万5千円、地方債7千70万円、ふるさと応援基金繰入金503万円、分担金21万6千円、繰越金1千483万1千円を充当するものであります。</p> <p>以上、御報告申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>以上で、報告第5号の報告を終わります。</p>
議	長	<p>日程第8 報告第6号「令和4年度松野町一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。</p> <p>町長に報告を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」
坂本町	長	<p>それでは報告第6号「令和4年度松野町一般会計事故繰越し繰越計算書について」御報告申し上げます。</p> <p>本報告は、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定に基づき、その繰越額の状況及び財源内訳を繰越計算書により報告するものであります。</p> <p>事故繰越しを行った事業は、令和4年第1回定例会において、翌年度に繰越して使用することができる予算の繰越明許費として議決いただいた地域情報通信基盤整備事業となっておりまして、ウクライナ情勢により、機器に不可欠な半導体部品の供給に不測の日数を要したことから、年度内に完了することが困難となったため、事故繰越しを行ったものです。</p> <p>繰越総額は3千221万1千円で、その財源内訳は、地方債3千220万円、繰越金1万1千円を充当するものであります。</p>

議 長	<p>以上、御報告申し上げます。</p> <p>これから、本報告に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>以上で、報告第6号の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第9、承認第6号「専決処分の承認について（令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町長	<p>それでは承認第6号「令和5年度松野町住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。</p> <p>内容は、令和4年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計の償還収入において3千784万2千円の歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和5年度会計から繰上充用を行い補填をしたものであります。</p> <p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議 長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております承認第6号は、即決したいと思えます。</p> <p>御異議ありませんか。</p>

議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、承認第6号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、承認第6号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議 長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、承認第6号「専決処分の承認について(令和5年度松野町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予(第1号))」は、原案のとおり承認することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第10 議案第32号「旧慣による公有財産の使用権の廃止について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂 本 町 長	<p>「議長」</p>
議 長	<p>「坂本町長」</p>
坂 本 町 長	<p>それでは議案第32号「旧慣による公有財産の使用権の廃止について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>旧慣による公有財産であるため池楠池について、町内誘致企業より農業振興施策を目的として払下げの要望がなされております。ため池管理者の水利組合も事業内容に同意し、水利権放棄の承諾を得ていることから、地方自治法第238条の6第1項の規定により、旧慣によるため池の用水使用権の廃止について議会の議決をお願いするものであります。</p>

		<p>よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。</p>
議	長	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第32号は、即決したいと思っております。</p>
議	長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第32号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
議	長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第32号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
議	長	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第32号「旧慣による公有財産の使用権の廃止について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
議	長	<p>日程第11 議案第33号「町有財産のうち旧慣使用財産売却処分に伴う補償に関する条例の制定について」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

<p>坂 本 町 長</p>	<p>それでは議案第33「町有財産のうち旧慣使用財産売却処分に伴う補償に関する条例の制定について」提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、町有財産のうち、旧来の慣行により地元の団体や住民が使用権を有する財産についての補償に関するもので、具体的な事例としては、ため池や山林などの売却処分を行う際に適用されるものであります。</p> <p>この旧慣使用財産については、使用権者の変更または廃止をする場合は、議会の議決が必要であり、先ほど議案第32号でこの議決をいただいたところでございます。</p> <p>本条例は、財産処分後の使用団体等に対する補償内容を定めるもので、補償金額として団体等に対する補償の金額を当該財産の処分価格にしようとするもので、議決いただいた後、速やかに交付施行することとしております。</p> <p>よろしく御審議を賜り、議決いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第33号は、即決したいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第33号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p>

<p>議 長</p>	<p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第33号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第33号「町有財産のうち旧慣使用財産売却処分に伴う補償に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第12 議案第34号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第2号)」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町 長</p>	<p>それでは、議案第34「令和5年度松野町一般会計補正予算(第2号)」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>今回提案いたします補正予算は、老朽化により建て替える吉野生公民館の建設工事費及び旧吉野生支所の解体工事費のほか、松野西小学校の敷地内に整備予定の放課後児童センターの建設予定地にある松野西小学校旧体育館及び旧給食センターの解体工事費、エネルギー食料品価格高騰の負担感が特に大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を支給するための経費など、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は1億4千506万8千円の追加で、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ40億5千347万5千円にしようとするものであります。</p> <p>それでは、歳出補正予算の主なものについて御説明申し上げます。</p> <p>2款総務費では、財産管理費に、町有財産である延野々楠池の売却に伴い、旧慣使用权を失う地元水利組合に対する補償金94万4千円</p>

を追加するほか、電算管理費に、財務伝票などの電子決裁化に伴い、財務会計及び電子決裁システムの機能を追加するためのシステム改造委託料105万3千円を追加しております。

次に、3款民生費では、社会福祉総務費に、国の施策に基づき、エネルギー食料品価格高騰の負担感が特に大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯1世帯当たり3万円の現金給付を行う事業費のほか、関連する事務費を合わせて3千104万8千円を計上しております。

次に6款農林水産業費では、林業振興費に、森の国まきステーションの法人化に伴う出資金800万円を計上しております。森の国まきステーションは、平成27年10月に任意団体として設立され、木質バイオマスの活用を中心とする林業振興に取り組んで参りましたが、今回、インボイス制度に対応するとともに、林業振興施策を総合的に実施する法人として、体制の強化及び事業拡大を目的として株式会社化するものであります。

7款商工費では、観光費に、現在1人体制で行っている滑床養魚場の管理について、近年増えている集中豪雨などの緊急時の体制づくりや後継者育成、技術伝承等も視野に入れ、管理者1名を追加するための蓄養委託料72万円を計上しております。

10款教育費では、学校管理費に、松野西小学校の敷地内に放課後児童センターを整備するために、整備予定箇所に現存しております旧体育館及び旧共同調理場の解体撤去を行うための費用として、合計3千2万7千円を追加し、公民館費には、建築後約50年が経過し、老朽化が進行している吉野生公民館を建て替えるための建設工事請負費及び管理委託料7千327万6千円を計上しております。

これらの歳出予算に対応いたします歳入予算としては、14款国庫支出金3千104万8千円、16款財産収入94万4千円、21款町債1億1千120万円を追加するほか、最終の財源調整として、10款地方交付税187万6千円を計上しております。

<p>議 長 7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>よろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願いを申し上げます。</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p> <p>それでは2点ばかりお聞きしたいと思います。</p> <p>歳出予算の11ページを御覧いただいたらと思います。</p> <p>まず第1点目でございますが、観光費の淡水魚、育養委託料についてでございますが、このことにつきましては、当初予算で222万4千円計上されていましたが、今回頻発している集中豪雨等による出水時における体制整備や、後継者対策に取り組むための月8万円に当たる委託料72万円の補正予算が計上されております。</p> <p>そこでお聞きしたいんですが、1点目は、去年は大雨等の緊急対策として、どのぐらいの日数を対応したのか。</p> <p>2点目が、養殖技術の後継対策として、具体的にどのように考えられているのか。</p> <p>3点目が、今回の追加委託費は、短期的なものなのか、それとも今後継続し、常設するというお考えなのか、この点についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>次2点目でございますが、同じく11ページの公民館費の吉野生公民館建設事業でございますが、このことにつきましては、平成25年に調査委託費が予算化されて以来、吉野生3地区の役職者等の皆さんを中心に検討協議が重ねられ、10年目となる今回、事業費7千327万6千円が計上され、地域住民待望の吉野生地区公民館が建設の運びとなりましたことを大変うれしく思っているところであります。</p> <p>予算計上に当たり、住民の皆さんも、どのような施設ができるのか関心を持っておられると思いますので、これまでの協議事項等を踏まえた施設の概要や特徴、そして特に配慮された点がございましたら説明をいただきたいと思っております。</p>
--	--

<p>坂本町長</p>	<p>よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>「議長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>はい。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは御質問にお答えをいたします。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>まず1点目、養魚場の関係なんですけれども、まず1問目の昨年度大雨対策としてどれぐらい出勤をしたのかというふうなことなんです、4年度ではですね、30日出ております。ちなみに5年度は、6月までに既に2回、緊急対応をしております。これはどうしても緊急時、雨が降りますと、落ち葉が取水口に溜まって、魚が酸欠になってしまいますので、もう夜中でも出ていかなければならない状況になっております。現在、養魚場はですね、アマゴとニジマスとアユ3種類蓄養しておりますが、これにつきましては、特にアマゴについては採卵、卵を採るところから生産をしております、大変高度な技術、蓄積されたノウハウが必要となっております。こういったものにつきまして、以前から、今の管理人さんが本当に熱心にやっておりますけれども、まだまだお元気なんですけれども、やはり年齢も重ねてこられて、ちょっと体力的にも、これから先いつまでも頼ることはできません。そういった意味からも、この、せつかく蓄積した技術といいますかノウハウをですね、次の世代に伝えなければならないというふうに思っています。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>その点につきまして、今回の人件費の追加なんですけれども、まず、1番目には先ほど申し上げましたように、台風等で緊急に勤務を要する時に、なかなか今のお1人体制では難しいので、それを補完する意味での人件費が必要となったこと、あわせてですね、今ほど言いましたように、次の後継者に技術を伝達するということ、そのために、今回、人件費を追加をしているわけでございます。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>この追加の委託費なんです、いつまでやらなければならないかということなんですけれども、なかなか微妙なところがありまして、今、</p>

想定をしております後継者といえますか、ヘルプの方が順調に後継者として育ていただければ、その引継ぎをしていただいたら、また、そこで、今のような二重のことは必要なくなるわけですがけれども、それでも、じゃその人だけに任せていいのかということになると、やっぱりヘルプの金額は必要になるかと思えます。逆にですね、なかなかこの当てにしている後継者の方が、やっぱり無理だということになりますと、これから何といえますか、ヘルプを使いながら新しい後継者を探していかなければならないということになりますけれども、その辺につきましては、まだやってない実際に勤務してないわけですので、十分に意見交換、意思疎通を図りながら、私としましては、今の管理人さんの後継者として技術を伝承していただく、このことに集中をしていきたいというふうに思っております。

2点目の吉野生公民館のことにつきましてはですね、いろいろワークショップをして御意見を伺ったわけですが、そのワークショップにずっと出席をしております、意見を調整した副町長のほうから御説明を申し上げます。

八十島副町長  
議 長  
八十島副町長

「議長」

「八十島副町長」

はい。

それでは私のほうから、これまでの経緯も含めまして、赤松議員に対する質問の御回答をさせていただきます。

まず先ほどありましたように、平成25年から、このワークショップはしております、平成29年まで6回、この間にですね、大体今の支所の業務の在り方、そして特に懸案であったいわゆる施設の老朽化対策ということで、その方向性について検討をして参りました。

平成29年には、ほぼ、この建物自体の建て替えという方向は出とって、業務については当面の間は、今、サービスの低下はいかんだらうということで、今の窓口業務を残して取り組むというふうなことで、もう結論を導き出したところでございます。

それから以降、豪雨災害を受けて、これも踏まえながら、また建物自体の建設については慎重に検討するということもありましたので、取りあえずこちらの本庁舎の建設の終了後、速やかに財源確保ということ求めて着手をしようということで、行政のほうでは考えておりました。

そういうことで、当初のワークショップのメンバーに加えまして、今回令和4年度には、町組の組長さん、これが、ちょうど集会施設がありませんので、公民館を御利用していただいております経緯もあって、その組長さんも入っていただく、で、消防団詰所がちょうどございませぬので、それを踏まえて、消防の部長さんも、そのワークショップに入らせていただいて、意見の調整をさせていただきました。

その結果、要はですね、建物としては同規模、今のところ、実施設計のやつを私のほう持っておりませぬのであれなんですけれども、ほぼ面積としては約220平米程度になろうかと思っております。御要望のありましたのは、やっぱり集会室、そしてお年寄り使う和室、割と吉野生地区の方、和室利用が多いので和室、そして多目的室、調理実習室、あと、倉庫が外付けでありますけれども、この倉庫がかなり老朽化をして、これも駄目なので、その建物内に収納ができるように、倉庫のスペースをかなりとるということで考えております。また、1番は、30年の豪雨災害の時に、吉野生地区も浸水をしております。そういったことから、最低限、センターのレベルまでには、やはりかさ上げといいますか、もう必要だということも検討をさせていただいております。それが土砂のかさ上げにするのか、基礎で上げるのかはもちろん工事費の関係もございませぬので、そこら辺も踏まえて、今回実施設計を、もう既に終えております。

そういったことで、これからのスケジュールについても若干御報告をさせていただいておりますけれども、7月に入札を実施します。8月から9月、2ヶ月間で解体を行います。10月から本体工事に移りたいということで考えております。あと、今の支所業務につきまして

<p>7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>は、7月中にですね、この今必要な機器等々の移設がございますので、これを行って8月1日からは、交流センターのほうで業務は行わせていただきます。ただ工事中、何かと不便なところもあると思いますけれども、その点につきましては、7月の広報回覧で住民の方には周知をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、回答とさせていただきます。</p> <p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p> <p>はい。</p> <p>今ほど詳細にわたって御説明いただいたわけでございますが、まず第1点目の魚の蓄養委託費の関係でございますが、今まで長年にわたって、この蓄養技術を今の竹内さんが技術に基づいて魚を飼育していただいておりますが、何分にもやはりこの貴重な技術を、もし後継者ということになりましたら伝えていくことが大事であろうと思います。そういう意味からも、的確に後継者のほうに伝えていただきますよう、今後も取り組んでいただけたらと思います。それとあわせてまして施設運営の関係でございますが、御承知のとおり、これの収支については、今までも赤字が続いております。そういうことでこの黒字化に向けましても新商品の開拓や新たな販路開拓に向けて、今努力をされていることと思います。このことにつきましては、また9月定例会のほうで、決算の審査が行われると思いますので、その折にまた、協議をさせていただけたらと思います。</p> <p>そういうことでひとつよろしくお願いを申し上げます。</p> <p>次に2点目の吉野生地区の公民館の建設事業でございますが、今、副町長のほうから、今までの経緯を踏まえて、御説明をいただきましたが、地元等の意見等も十分踏まえた内容となっておりますので、大変ありがたく思っているところでございます。今後は計画に沿って、万全の工事執行ができますように、そして来年の春にはオープンができますことを御期待申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。</p>
------------------------------------	---

<p>議 長</p>	<p>す。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>今の質問に何か答弁ありませんか。</p> <p>ありませんか。</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほか、質疑ありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第34号は、即決したいと思いを</p> <p>ます。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第34号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p> <p>(反対討論 ～ なし)</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから、議案第34号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 全員)</p>
<p>坂 本 町 長</p>	<p>起立全員です。</p> <p>したがって、議案第34号「令和5年度松野町一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第13 「議会運営委員会の閉会中の継続調査の件」を議題と</p> <p>します。</p> <p>お手元に配布のとおり、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の</p>

	<p>申し出があります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議会運営委員長からの申し出のとおり、承認することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議会運営委員会の所掌事務については、申し出のとおり、閉会中も継続して行うことに決定しました。</p>
<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>日程第14 「議員派遣の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議員派遣の件については、お手元に配布のとおり、派遣することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議員派遣の件は、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。</p>
<p>議 長</p> <p>坂本町長</p> <p>議 長</p> <p>坂本町長</p>	<p>これで会議を閉じます。 (11:42)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>それでは、第2回定例議会の閉会に当たり、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位には、慎重な審議を経て、全議案、全会一致で可決をいただきましたこと御礼を申し上げます。</p> <p>さて町内におきましては、今月19日から、各部落からの要望事項を踏まえて、現地調査を実施することとしております。各部落からは、道路や河川、水路など、更には崖崩れ防災対策工事、消防防災施設整備など、数多くの要望事項が提出をされておきまして、関係各課と</p>

もに現地の状況を御説明いただき、具現化できるところから順次適切に対応して参る所存でございます。

また、冒頭にも申し上げましたとおり、これからの季節、大雨や長雨が続くことも予想され、土砂災害、河川の増水が懸念されます。本町におきましても、松山地方気象台や関係機関との連携を深めながら適切かつ速やかな情報の提供、警戒レベルに応じた適切な運用を行い、防災対策に努めることとしております。また、一般質問の答弁でも申し上げましたが、町民の皆様におかれましては、日頃から災害時への備えを行い、自助、共助による危険回避行動を取っていただきますようお願いを申し上げます。

先般、松野の里を美しくする協議会が開催され、来る7月2日日曜日が、広見川等清掃活動の実施日と決まり、住民総参加で、美しい松野の里づくりが展開されることとなりました。今を生きる私たちには、松野の住みよい環境を次の世代に引き継ぐという大きな使命がありますので、どうか町民の皆様お1人お1人が無理をなされない範囲でござって参加されますようお願いをいたします。

今後暑い日が続くことと存じます。議員各位におかれましては健康に十分留意され、更なる御支援御指導をお願い申し上げます。議会閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

以上で、令和5年第2回松野町議会定例会を閉会します。

(11:45)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 加藤 康幸

第1日目 松野町議会議員 山石 恭助

同 上 赤松 紀幸

議 長